

9月は『茨城県認知症を知る月間』です

あなたの地域で 認知症とともに いきいきと暮らす

令和6年1月「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。第9条で9月を「認知症月間」、9月21日を「認知症の日」と定め、認知症の啓発のためのさまざまな取り組みが進められています。認知症は65歳以上の方の4人に1人が発症するといわれ、誰でもかかる可能性がある身近な病気です。この機会に認知症について考えてみませんか。

【問い合わせ】総合相談支援課地域包括担当(☎287-2525)

認知症に関する東海村の取り組み

東海村認知症ガイドブック (認知症ケアパス)

簡易版もあります



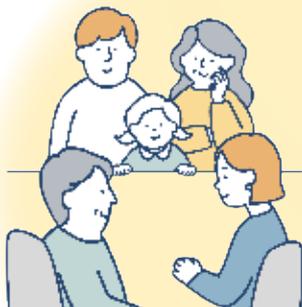
認知症の状態に応じて、どのような支援やサービスが受けられるのかなどを紹介するガイドブックです。北部地域包括支援センターや南部地域包括支援センターで配布しています。

認知症初期集中支援チームによるサポート



研修を受けた医師や専門職などで構成されるチームです。認知症の方や認知症の疑いのある方が、適切な支援を受けられるようにサポートします。

認知症カフェ



▲詳細はこちらから

認知症の方やその家族、地域住民、介護専門職など、どなたでも参加できる集いの場です。

認知症サポーター養成講座



認知症についての正しい知識や認知症の方への接し方等を学べる講座を開催しています。

おかえりマークの配付

申請をした方に、靴や衣類等に貼ることができる登録番号入りのシールを配付します。警察などに保護された場合に、迅速に連絡することができます。



『きずなの会(本人ミーティング)』に参加しませんか？



認知症とともに生きる——。そんな毎日を自分らしく、前向きに過ごすための場所があります。きずなの会は認知症のご本人が中心となり、ご自身の体験や希望、やりたいこと、より良い暮らしなどを安心して語り合う場です。福祉・医療の専門職がサポートしながらゆっくり交流できます。主な会場は総合福祉センター「絆」で、不定期開催です。また、きずなの会にはご家族の方も参加できます。

【問い合わせ】北部地域包括支援センター（総合福祉センター「絆」内 ☎212-7785）・南部地域包括支援センター（特別養護老人ホームオークス東海内 ☎352-2867）